

1. 復興特区関係

(1) 特定復興産業集積区域において講じられている被災地の雇用機会の確保等の特例措置の延長

被災地の雇用機会の確保等のため、令和5年度末まで講じられている①から③までの特例措置について、適用期限を2年間延長(償却率等は実態等を見極めて検討。)

① 機械等に係る特別償却等の特例措置の延長

<復興庁・経済産業省・国土交通省 共同要望> 【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税、事業税

機械・装置及び建物等の特別償却(機械・装置:50%、建物・構築物:25%)又は税額控除(機械・装置:15%、建物・構築物:8%)。

② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長

<復興庁 要望>

【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税

被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除(控除前税額の20%を限度)。

③ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置の延長

<復興庁 要望>

【国税】所得税、法人税【地方税】法人住民税、事業税

開発研究用資産の特別償却(中小企業者等:50%、中小企業者等以外:34%)及び当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について、研究開発税制の特別試験研究費とみなして税額控除。

④ 再投資等準備金に係る損金算入等の特例措置

→ 延長要望を行わない

<復興庁・経済産業省 共同要望>

【国税】法人税【地方税】法人住民税、事業税

区域内に本店を有する法人の再投資等準備金積立てに係る損金算入、及び、機械又は建物等への再投資等に係る即時償却(準備金残高を限度)。

2. 被災代替資産関係

(1) 特定の資産(被災区域の土地等)の買換え等の場合の譲渡所得に係る特例措置の延長

＜復興庁・経済産業省・国土交通省 共同要望＞

【国税】所得税、法人税

ア. 被災区域内での買換え又は被災区域内から被災区域外(※)への買換え、イ. 被災区域外から被災区域内への買換え等、資産の譲渡をして、事業の用に供する資産を取得等した場合、当該譲渡資産に係る譲渡益の額に相当する金額の範囲内で圧縮記帳(課税繰延割合100%)ができる特例措置について、適用期限を2年間延長。

※東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要がある区域に限る。

(2) 被災代替償却資産に係る固定資産税の特例措置の延長

＜復興庁・農林水産省・経済産業省 共同要望＞

【地方税】固定資産税

東日本大震災により滅失又は損壊した償却資産に代わる償却資産を一定の被災地域内において取得又は改良した場合、その後4年度分の固定資産税の課税標準を2分の1とする特例措置について、適用期限を2年間延長。

3. その他

(1) 被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

＜復興庁・国土交通省・環境省 共同要望＞

【国税】贈与税

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税について、警戒区域設定指示等の対象区域の被災者のみに対象を限定した上で、引き続き非課税措置。

※ 別途、住宅取得促進策に係る所要の措置について事項要望